

「大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を改正する件」についての意見の募集について

1. 意見募集の概要

「大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を改正する件」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

平成 26 年 1 月 28 日（火）～ 2 月 26 日（水）

○意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

○意見提出者数

意見提出方法	数
郵送	0 通
ファックス	0 通
電子メール	1 通
計	1 通

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見の概要	考え方
概要 4.（三徳山 B 地区）（2）について、日本語上及び法令上適切な表現とするため、読替え後の文言を「第二項ただし書に規定する行為に該当するもの又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第一項第五号に掲げる基準に適合するもの若しくは社寺境内地において過去に存していた寺院その他の宗教上の施設	ご指摘を踏まえつつ、法令上の表現を精査し、適正化します。

の再建のための新築であり、かつ、当該地において伝統的若しくは文化的意義を有すると認められるものであって、同号に掲げる基準に適合するもの」などとするべきだと思います。

環境省自然環境局国立公園課

直通：03-5521-8277

代表：03-3581-3351

課長：鳥居 敏男（6440）

補佐：吉松 重記（6444）

係長：深谷 雪雄（6445）